

2021年5月7日

各位

会社名 JFEホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 柿木 厚司
(コード番号 5411 東証、名証)
問合せ先 IR部 広報室長
渡辺 大樹 (TEL03-3597-3842)

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第19回定時株主総会（以下、「本総会」）の終結の時までの有効期限をもって「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」）」を廃止し、継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

もともと、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのために、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的として、2007年3月に本対応方針の導入を決定し、以後、数度の改定・更新を経て、本対応方針を継続してまいりました。

しかしながら、機関投資家をはじめとする国内外の株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化なども勘案しつつ、継続の是非も含めその在り方を検討してまいりました結果、有効期限である本総会の終結の時をもって本対応方針を廃止し、継続しないことといたしました。

なお、当社は本対応方針の廃止後も、引き続き、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の持続的な向上に取り組んでまいります。また、当社株式の大規模な買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の見解を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を速やかに講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に努めてまいります。

以上